

NHK
会長 松本正之 様

〒162-0802 新宿区山吹町 130 SKビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志三郎



東北地方の地震に関する緊急放送の 聴覚障害者への情報保障について 緊急要望

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を頂き厚く御礼申し上げます。
本日 12 月 7 日午後 5 時 18 分に東北地方を中心に大きな地震が発生しました。発生直後の緊急放送では字幕がついていません。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では緊急災害放送等に字幕がついていなかったことで、多くの聴覚障害者が正しい情報を入手することができませんでした。

東日本大震災時にも教訓に、緊急災害放送には字幕・手話を付けることを義務化するよう、求めていましたが、依然として改善されておらず残念でなりません。

貴協会が公共放送としての使命を果たされるよう下記の通り強く要望いたします。

尚、地震発生直後から日本テレビ、TBS、フジテレビには緊急放送に字幕がついていることを申し添えます。

記

1. 緊急災害時におけるローカル番組を含むテレビ番組に、「手話通訳と字幕」の付与を必ず行ってください。

<説明>

字幕を必要としているのは聴覚障害者ばかりではありません。聞き逃したり、周りが騒がしく聞きづらいなど字幕で情報を得ている方も多くいらっしゃいます。そのため、直接、画面に字幕を挿入したものを放送して頂くことが一番理想です。それが困難な場合は、字幕放送による字幕付与を必ず行ってください。

被災地周辺の地域に暮らしている聴覚障害者にとってはローカル番組も重要な情報です。緊急災害の場合はローカル番組においても「字幕」を付与してください。

また「手話」については、手話ニュースを緊急放送したり、緊急災害時の放送番組には手話通訳を挿入して放送して下さい。

毎回「手話通訳と字幕」付与を実施できない理由として技術面・人的配置の困難さをあげられておりますが、民間放送局では地震発生後より字幕がついたことを考えると、全く情報を配信していない状況は人命軽視であると思います。貴協会は字幕を付けられない

理由を何故強調されるのでしょうか。

放送法第7条（日本放送協会定款第3条）によれば「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、且つ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて・・・」とされています。

「公共の福祉のために、あまねく」と貴協会が謳われているように公共放送だということを強く認識していただき、繰り返しますが、「公共」から聴覚障害者を排除することのないよう速やかに対応していただきますようお願いいたします。

2. 緊急災害時に、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構に対し、ローカル番組を含むニュース、その他の必要な情報を速やかに提供してください。

<説明>

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構が放送している「目で聴くテレビ」は、地震発生約30分後から手話と字幕を付けての緊急災害放送を実施しました。「目で聴くテレビ」を受信するアイ・ドラゴンⅢを持っている聴覚障害者・施設では、これにより地震情報を一般視聴者と等しく得ることができました。

NHKは特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構と連携することにより、緊急災害時の「手話と字幕」を付加した放送を実施することができます。

以上

障がい者制度改革推進中央本部
本部長 野田 佳彦 様

〒162-0802 新宿区山吹町 130 SKビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志三郎



東北地方における地震に関する 官邸記者会見における手話通訳の要望

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
また、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関する首相・官房長官等の記者会見に、手話通訳者を配置していただき、誠にありがとうございます。

その後も首相・官房長官等の記者会見に手話通訳を配置していただいておりますが、生中継やオンデマンドでは手話通訳つきで見ることができるものの、NHKを含む各放送局のニュースには手話通訳者は映されません。そのため、せっかく首相・官房長官等が国民に向けて説明される内容も、聴覚障害者には伝わっていません。また、手話通訳者が付いていることすらわからないままです。

本日 12 月 7 日午後 5 時 18 分に東北地方を中心に大きな地震が発生しました。関連の情報について首相・官房長官等の記者会見を行う際には下記のとおり必ずご配慮ください。

聴覚障害者に正確な情報を迅速に伝えるためにも、下記のことを強く要望いたします。

記

1. 現在、官邸記者会見の手話通訳者は、話し手（首相・官房長官など）から離れて立ち、話し手とは別のカメラで収録されます。そのため、ニュースでは話し手のみの映像が流されます。
手話通訳者は話し手の横に並んで立ち、一つのカメラで収録することで同一画面に映るようにしてください。
2. 官邸記者会見等、政府関係の発表をインターネットで配信するときは、必ず字幕、手話通訳を付けて正確な情報を聴覚障害者にも伝わるようにしてください。

以上